

NPO物価高騰 緊急対策事業費補助金 Q&A

- ・用語解説 P1
- ・制度・考え方 P2
- ・対象・要件 P3
- ・申請手続・給付 P8
- ・その他 P11

令和5年1月16日版

NPO物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【用語解説】

区分	内容
NPO法人	特定非営利活動促進法第2条第2項に掲げる者であって、県内に主たる事務所又はその他の事務所を有するもの
物価高騰対策緊急事業	<p>特定非営利活動法人が新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等を契機として取り組む、次に掲げる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経費(コスト)削減に関する取組 ・ 支援者拡大に関する取組
コスト削減に関する取組	<p>特定非営利活動に係る事業の業務効率化や省エネ対応機器等の導入により、コスト削減を行う取組</p> <p>【例】業務効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帳票の電子化(インボイス制度への対応)
支援者拡大に関する取組	<p>寄附やボランティアを促進するための仕組みの導入や効果的な広報等により、支援者を拡大する取組</p> <p>【例】寄附の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附促進を目的とした法人PR動画を作成し、HPで公開

NPO物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【制度・考え方】

No.	問	回答
1	県が「NPO物価高騰緊急対策事業費補助金」を給付する趣旨は何か	コロナ禍に加え、物価高騰の影響により、厳しい状況下にあるNPO法人の事業継続を支援するため、コスト削減・支援者拡大の取組に対して助成するものです。
2	主たる事務所在静岡県外だが、その他の事務所(従たる事務所)が静岡県内にあるNPO法人も対象となるか	以下の要件を全て満たす場合は対象となります。 1 少なくとも令和3年12月31日以前から静岡県内での活動実績があり、その事実が確定申告書写し又は法人の事業報告書で確認できること 2 補助事業申請時点において静岡県内で活動していること 3 補助対象事業の実施場所在静岡県内であること 4 補助金の交付を受けた後も、活動継続の意思があること
3	申請日時点で事業を行っていない場合は申請できるか	本制度は、新型コロナ及び物価高騰により事業活動に著しい支障が生じている県内のNPO法人に対し、事業活動の継続を図る取組を支援するために実施しているため、申請は出来ません。
4	県外で実施する事業についても申請可能か	静岡県内で行う補助対象事業に要する経費であることが、前提です。このため、県外の事務所や事業活動拠点で使用する備品の購入や工事等については対象外となります。 ただし、県内の事務所や活動拠点も含め法人全体への寄附やボランティア参加を促進するため、県外で実施する展示会等へ参加する場合の出展費用等は対象となります。
5	申請すれば必ず補助金が交付されるのか	執行は予算の範囲内となり、審査を行うため、必ず交付されるものではありません。
6	補助金申請期限までに、事業に係る支出や導入する備品等の納品等が間に合わない場合、申請書類のうち事業実績書や証拠書類等一部の書類の提出を遅らせることができるか。	申請に係る書類の一部の提出を遅らせることはできません。補助対象期間(令和4年4月1日～令和5年2月28日)に支出や納品された備品の検収等を含めて事業を完了し、申請期限(令和5年2月28日)までに必ず事業実績書や証拠書類を含めた一連の申請書類を提出してください。

NPO物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【対象・要件】

No.	問	回答
1	どのようなNPO法人が対象となるか	特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定された特定非営利活動法人であって、県内に主たる事務所又はその他の事務所を有する法人が対象です。(詳細は申請要領P1)
2	最近設立した法人も対象となるか	手続きを簡便化し早期に交付決定を行う理由から、事業実態要件を原則として事業報告書等(例外的に確定申告書の写しなどで確認する場合もあり)で確認するため、遅くとも令和3年12月31日時点で事業を営んでいる者を対象としています。
3	任意団体として特定非営利活動と同様の事業を行っていたが、令和4年1月1日以降にNPO法人を設立した場合、申請できるか	令和3年12月31日以前から静岡県内で任意団体としての活動実績があり、公的機関からの事業受託や補助金交付、もしくは公募された民間助成の実績等が分かる書類、又は、任意団体としての確定申告書の写しなどを提出することにより、その事実が確認でき、要件を満たす場合、申請可能です。
4	令和3年度に支出した経費について補助対象となるか	令和4年4月1日以降に行われた取組に要する経費が対象となり、令和4年3月31日以前に、発注、納品もしくは支出した経費は補助対象となりません。
5	他の補助金を受給していたり、公的機関から指定管理や事業委託を受けている法人は対象とならないのか	他の補助金を受給している事業者においても、対象経費が異なれば、補助金の受給が可能です。公的機関から指定管理や事業委託を受けている法人にあつては、当該指定管理や委託に係る協定・委託契約の仕様等で定められている事業の範囲内で行う取組は対象外ですが、指定管理・委託とは別に、法人独自の自主事業として行う取組については申請可能です。
6	介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(介護分・障害分)、児童福祉施設等物価高騰対策支援金の交付を受けた場合も、対象となるか。	左記の支援金の交付を申請された場合でも、対象経費が異なれば、補助金の受給が可能です。(介護サービス事業所等物価高騰対策支援金QAによれば、左記支援金の使い道は、光熱費、食材料費、燃料代等の物価高騰分への充当とされているため、通常は本補助金の対象経費とは重複しないと考えられます。)

7	新型コロナの影響や物価高騰の影響を受けていない場合は、対象となるか	新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び物価高騰の影響を受けていることが補助対象要件となっているため、その影響も受けていない場合、対象とはなりません。両方の影響の内容を、事業実績書に記載して申請してください。
8	ソフトウェアのみの購入費は補助対象となるか	令和4年4月1日以降に導入したライセンスで、取組の内容に合致していれば、対象となります。ただし、ライセンス期間に定めがある(1年や3年等)ソフトウェアであって、補助対象期間内(令和5年2月28日まで)に支出が完了している場合、補助対象期間分(令和4年4月1日～令和5年2月28日まで)の費用に限り対象となります。一方、ライセンス期間に定めのない(買い切り)ソフトウェアの場合、補助対象期間内(令和5年2月28日まで)に支出が完了していれば、購入価格全体が対象となります。
9	リース品でも申請可能か	令和4年4月1日以降に導入した備品等購入費に該当する機器等のリース費用は対象となります。ただし、補助対象期間内(令和5年2月28日まで)に支出が完了している場合であって、補助対象期間分(令和4年4月1日～令和5年2月28日まで)の費用に限り対象となります。
10	自法人で製造した製品や代表・理事等が経営する他の法人から購入した製品は、補助対象として申請できるか	自法人で製造した製品や代表・理事等が経営する他の法人から購入した製品は、補助対象外となります。
11	予備の設備や機器として導入した場合は、補助対象として申請可能か	予備設備は補助対象外となります。
12	故障した設備や機器の入れ替えは、補助対象として申請可能か	故障した設備の入れ替えは補助対象外となります。
13	取組の中で、PCやタブレットを新しく購入する場合、起動時間が早くなる、容量が大きくなるなどの性能面を理由に申請可能か	性能面の向上のみを理由に購入したPC・タブレット類は補助対象外となります。会計ソフト等をインストールして会計帳簿の電子化等を行う、オンライン会議環境の充実を併せて行うなど、業務の効率化等の取組として具体的な内容が必要です。

14	蛍光灯を外し、蛍光灯用の台座にLED電球を取り付けた場合、補助対象事業として申請可能か	電球のみを購入した場合、補助対象外となります。ただし、台座も含めてLED専用とした場合は、対象となります。
15	ハイブリッド車両の購入は補助対象事業として申請可能か	自動車等車両の購入費は、補助対象外となります。※ ※原則として、事業所内のみで走行し、自動車登録番号が無く、公道を自走することができないフォークリフト等は補助対象経費となります。
16	省エネ化の条件の中に、二酸化炭素の削減は必要か	省エネ化が達成できれば、二酸化炭素の削減は対象要件ではありません。
17	電気代やガソリン代は補助対象経費として申請可能か	本事業は、設備等の更新により光熱費等削減を目的として取組等に対する補助事業であり、光熱水費等を直接補助するものではありません。したがって、電気代やガソリン代そのものは補助対象経費に該当しません。
18	代表・理事等の住宅が法人事務所を兼ねる場合、この住宅兼事務所への設備等の導入をすることは可能か	専ら住居を目的とした事業所における設備等の更新の場合は、補助対象外となります。ただし、住宅兼事務所で、住宅部分と事務所部分が明確に分かれており、かつその効果が明確に事務所部分にのみ生じることが説明可能な場合は、補助対象となります。
19	クレジットカードでの支払いは対象となるか	対象となります。ただし、クレジットカード等による引き落としの場合は、支払完了日は引き落としの日となるため、令和5年2月28日までに口座からの引き落としが完了していない場合、補助対象外となります。
20	現金での支払いは対象となるか	対象となります。ただし、領収書などにより支払金額や支払年月日が明らかとなる書類を添付する必要があります。
21	既に支払いが終わっている取組は対象となるか	対象となります。ただし、領収書などにより支払金額や支払年月日が明らかとなる書類を添付する必要があります。 なお、令和4年3月31日以前に、発注、納品又は支出した経費は補助対象となりません。
22	PCや会計ソフト等のセットアップ費用は対象となるか	備品の購入、利用、借用とは別の経費となるため、対象となりません。

23	エアコンの補助対象となる省エネの定義はなにか	家庭用エアコンの場合、国の資源エネルギー庁が示している統一省エネレベルの多段階評価★3.0以上やそれと同様の省エネ基準であること等が対象となり、業務用のエアコンの場合は、2015年省エネ基準のクリアやカタログ等の省エネ効果が15%以上の削減効果であること等が対象となります。 詳細は、別紙【物価高騰緊急対策事業費補助金の補助対象となる「エアコン」について】を参照ください。
24	自転車や電動自転車は対象となるか	自転車等は、公道を走る車両に準ずるものであり、汎用性が高いことから、今回の補助金の対象となりません。
25	電話機は対象となるか	電話機はスマートフォンと同様、汎用性の高いものであるため、対象となりません。
26	新聞折込広告は対象となるか	単に会社名、事業所名のみをPRするためであれば対象となりません。
27	機械等の改造(改良)は対象になるか(例えば省エネ目的での改良にかかる工事)	外注工事で省エネ目的であれば対象となります。外注工事費は省エネ目的以外は対象になりませんので、それ以外の内容では対象外となります。(備品等導入費で機械等の改良を行うことはできません)
28	展示会等出展にかかる費用はどこまでが対象か	出展にかかる費用は「参加に要する経費」が対象となります。 <申請可>出展料、ブース設置費、ブース装飾費、運搬費 <不可>人件費、旅費、宿泊費、運営委託費
29	フリーペーパーへの広告は対象となるか	寄附やボランティア参加促進のための効果が認められるものであれば、外注費として対象となります。
30	支援者拡大の一環で、活動の中で生産した商品のショッピングサイトへの出店費用は対象となるか	直接販売に関する費用となるため、対象外です。
31	電子決済(PayPayやauPay等での支払、EdyやiD等での支払、ほか)の場合、対象となるか	電子決済において、ポイントやクーポンを使っていない、若しくは使用後の購入額が明確である部分については、補助対象となります。その際は、現金やクレジット等で支払った金額を証明できる内容を添付する必要があります。証明出来ない場合は、ポイント等との切り分けが難しいことから対象外とします。

32	今後、開始する新規事業(多角化事業)に係る価格転嫁やコスト削減の取組は補助金の対象となるか	新型コロナウイルス感染症の感染拡大や物価高騰の影響を受けた事業のコスト削減や特定非営利活動を継続するための支援者拡大の取組が対象です。これから開始する事業(多角化事業)に関する取組は対象となりません。ただし、既存事業を補完する内容である取組については、対象となる場合があります。
33	NPO法人が賃貸物件の貸主である場合、エアコンを省エネ型に交換したら補助対象となるか	貸主が設置するエアコンは、貸主のコスト削減には該当せず、商品(賃貸物件)の価値を向上させるための仕入れに準ずる経費と考えられるため、対象となりません。
34	エアコン以外の省エネ家電製品で、補助対象となる要件は何か	家電品は「統一省エネラベル」の「多段階評価点」が★3.0以上のもの、業務用機器は、メーカー発行のカタログにおいて、15%以上の省エネ改善効果が確認できるものが対象ですが、エアコンに準じて取り扱います。(別紙を参照してください。)
35	寄附やボランティア参加の促進を図るためのものとして補助対象となるパンフレットや動画等とはどのようなものか	次の要件を全て満たす場合は、申請可能です。 ①パンフレット等の印刷物や動画等の中に「寄附募集」や「ボランティア参加募集」等、寄附やボランティア促進の目的であることが明確に示されていること。 ②物価高騰やコロナの影響を受けての新たな取組であること。令和4年3月31日以前から同様の取組をしている場合は、従前の取組と比較して、客観的に認められる程度の改善や拡充等がされていること。
36	法人職員が動画やパンフレット等を作成した際の人件費や消耗品費は補助対象となるか	人件費や消耗品費、コンサルティング費用は対象外です。デザインを含めて外注した場合、最終的な納品が確認できればデザイン分も含めて対象になります。
37	ICT機器の活用に関連した通信費は補助対象となるか	通信費は補助対象外です。モバイルwi-fi等を新規で導入した場合の本体購入費やレンタル料は対象になる場合があります。レンタルの場合の取扱は、No.9「リース品の申請」と同様とします。
38	オンライン会議ツール(Zoom等)のライセンス料は補助対象になるか	今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大及び物価高騰の影響を受けた新たな取組の一環として導入し(令和4年3月31日以前から導入していた場合は不可)、令和4年4月1日以降令和5年2月28日までの間に申込、利用、支出が全て完了している月数分のみ補助対象として申請可能です。

NPO物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【申請手続・給付】

No.	問	回答
1	オンライン申請はどのように行うか	「ふじのくに電子申請サービス」の申請フォームに、申請書等の必要事項を直接入力してください。その上で、誓約書(ダウンロードした紙に代表者が自署又は代表者印を押印)、通帳の写し、各経費の書類についてはスキャン画像を申請フォームに添付してください。 なお、「ふじのくに電子申請サービス」は、利用者登録しなくても利用できます。
2	郵送申請はどのように行うか	ホームページに掲載されている申請書等の様式をダウンロードし、必要事項を記載の上、納品書等の必要書類を添えて、静岡県県民生活課(詳細は申請要領8ページ参照)まで郵送してください。なお、申請期限は令和5年2月28日(火)必着です。特定記録郵便や簡易書留など県庁への郵便到達日が追跡できる方法で郵送してください。
3	申請書や誓約書には押印が必要か	申請書、事業実績書、収支決算書は、押印不要です。誓約書は代表者が自署した場合は押印不要ですが、記名(代表者が自署しない)の場合は、代表者印を押印してください。なお、電子申請の場合は、ダウンロードした誓約書に代表者自署又は代表者印押印し、そのスキャン画像を申請フォームに添付して提出してください。
4	県内に複数の事務所がある場合、別々に申請してもよいか	申請は1法人1回限りとします。 ※事務所毎による複数の申請は出来ません。
5	申請手続について分からない場合、どこに問い合わせればよいのか	静岡県くらし・環境部県民生活課 電話番号054-221-3726までお問合せください。
6	いつまでに事業を終えなければならないのか	令和5年2月28日までに、発注・納品・支払の全てが完了する必要があります。発注・納品・支払の全てが完了してから申請してください。
7	予算が足りなくなった場合はどうなるのか	全ての申請書類を審査後、予算額を超えた時の対応については、改めて検討し、お知らせします。
8	申請受付を途中で打ち切ることはあるか	申請期間中の申請はすべて受け付け、審査を行いますので、申請受付を打ち切ることはありません。

9	いつまでに事業を始める必要があるのか。2月までに終了できればギリギリに開始してもいいのか。	本補助金制度は、令和4年4月1日以降に実施した事業が対象となり、既に行ったもののみ申請できます。交付決定を待たずに事業を実施してください。なお、申請内容を審査するため、全ての事業が補助金の交付を受けることができるとは限りません。また、令和5年2月28日までに補助対象事業に係る発注・納品・支出全てを完了するとともに、2月28日までに申請を完了(郵送の場合は2月28日必着)していただく必要がありますので、ご注意ください。併せて、期限直前の申請の場合、書類不備等があっても県から補正依頼を行うことができない場合がありますので、可能な限り早めに御申請ください。
10	交付申請が行えたかどうか確認したい	電子申請の場合、申請の整理番号とパスワードにより現在の状態(申請中など)を確認することが可能です。郵送申請の場合、事務局から申請受付の連絡は出来かねますので、特定記録郵便や簡易書留など県庁への郵便到達日が追跡できる方法で申請してください。
11	提出書類に不備や不足のあった場合はどうなるか	提出書類に不備・不足のあった場合、書類不備として申請を受理しない場合があります。また、事務局から不足書類や確認事項に関する連絡等を行う場合がありますので、速やかに対応してください。事務局の指定期日までに追加書類の提出に応じない場合は、不交付決定とします。
12	見積書はネットの画面を印刷したものでよいか	通常の見積書と同等の情報(金額、型式、個数等)が分かるものであれば、ネットの画面を印刷したものでも代用可能です。
13	見積書の取得日に制限はあるか	令和4年4月1日以降に発行されたもので、発注日に有効な見積書である必要があります。
14	実績報告時に提出する、取組の内容が確認できるものの画像等はどのようなものを提出すればよいか	備品等の場合、①現物②型式番号等③設置場所が分かるもの 工事以外の外注費の場合、完成したHP等のURLが分かるもの、パンフレット見本、動画の概要が分かるよう印刷したもの等 展示会等出展費の場合、①展示会の概要の分かるもの②出展時の写真等 外注工事費の場合、①工事の事前事後の状況が分かるものを想定しております。

15	<p>収支決算書で、原則として消費税額を控除した額を補助対象額とするが、消費税の免税事業者又は簡易課税事業者である法人は消費税額も含めてよいのはなぜか。また、法人自身が課税事業者か否かはどうすれば分かるか。</p>	<p>補助金額に消費税及び地方消費税額が含まれている場合、補助事業者は消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告、返還を行う義務が交付要綱上規定されています。しかし、この報告は補助金精算後に行う確定申告に基づく報告となるため、失念や補助事業者における煩雑な事務手続を回避する観点から、申請時点で消費税分を控除することとしたものです。ただし、消費税の免税事業者や、実際の仕入控除税額を納税額の計算に用いない簡易課税事業者は、この影響を受けないため、消費税額も含めた額で補助金を申請できることとしています。なお、法人自身が消費税の課税事業者に該当するかどうか不明な場合は、法人所在地を管轄する税務署に個別に御相談ください。</p>
16	<p>交付決定兼確定はいつ頃行われる予定か</p>	<p>令和5年3月上旬に交付決定を行う予定です。</p>
17	<p>補助金はいつごろ支払われるのか。前払いを受けることは可能か。</p>	<p>交付決定兼確定を通知した後、申請者から請求書を受理したのから順次支払います。遅くとも令和5年3月末日までには支払います。速やかな請求書提出に御協力ください。また、本補助金は前払いは一切行いません。精算払いのみとなります。</p>
18	<p>業務の効率化の取組と支援者拡大の取組の両方を申請することは可能か</p>	<p>物価高騰対策緊急事業であれば、両方を申請することは可能です。ただし、補助上限額は合わせて20万円となります。</p>

NPO物価高騰緊急対策事業費補助金 Q & A 【その他】

No.	問	回答
1	補助対象外経費の「消耗品」とは何を指すか	事務用品や消耗器材など、短期間の使用でその効用を失うものを指します。
2	故障等に備えて予備の物品を購入したいが、補助対象となるか	補助対象期間(令和4年4月1日～令和5年2月28日)内に業務に使用しない物品は補助対象外となります。
3	「NPO物価高騰緊急対策事業費補助金」は課税対象となるのか	課税対象となります。詳細は法人所在地を管轄する税務署にお問い合わせください。
4	取得価格等が単価50万円(税抜)以上の機械や工事等の場合、処分制限財産に該当するが、処分制限期間はどのようにして調べることができるか	処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める年数)の期間を指します。詳細は以下のHPを参照ください。 https://elaws.egov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=340M50000040015
5	支払い関係書類(請求書等)はいつまで保管する必要があるか	各関係書類は、事業終了後5年間保存する必要があります。また、補助事業終了後5年間は県の監査対象となります。
6	補助対象となった備品等を他の用途に使用してもよいか	補助の対象となった備品は、補助金交付の目的に従って効率的に運用することが義務付けられており、補助事業以外の目的には使用できません。補助事業の継続に努め、申請と異なる場所への安易な移動や用途の転用、役員・社員の個人的な用途に使用させる、他の団体等に譲渡するなど、これに反する行為はしないでください。
7	補助事業の状況について現地確認をすることはあるか	全国的に、「期限内の履行が完了していないにもかかわらず、経理書類を改ざんする」「コンサルティング会社と結託して実態のない契約書類を作成する」など補助金の不正受給事例が多発しています。これらの行為が発覚した場合、法人側が「不正と知らなかった」としても不正受給と判断し、厳正に対処します。 ※不正受給と判断した場合の対応 ・ 補助金の返還ならびに加算金の請求 ・ 補助金申請者の法人名や代表者氏名等の公表 ・ 不正が悪質な場合は刑事告発 また、不正が疑われる場合に限らず、必要と判断した場合は、県が現地調査を行い、備品や事業の実施状況を確認することがあることをあらかじめ御承知ください。

【別紙】物価高騰緊急対策事業費補助金の補助対象となる「エアコン」について

【エアコン】 条件1 以下の省エネ基準のいずれかに適合していること

区分	補助対象となる省エネ基準	適否
家庭用	統一省エネラベル 多段階評価点★3.0 以上 (*1)	○
	省エネ性マーク グリーンマーク (*1) (省エネ基準達成率 100%)	○
	グリーン購入法 調達基準適合商品 (2010 年度基準に対する達成率 114% 以上)	○
業務用	2015 年省エネ基準値クリア (2015 年度基準に対する達成率 100%以上)	○
	グリーン購入法 調達基準適合商品 (2010 年度基準に対する達成率 88% 以上)	○

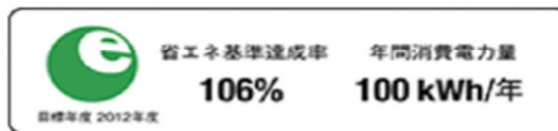
(*1) 2022 年 10 月からエアコンに係る基準変更(目標年度 2010 年度→2027 年度)
 ただし、旧基準ラベルも 2023 年 9 月まで継続表示可能(猶予期間)
 → 旧基準の適用の場合も、当補助金の対象とする

条件2 条件1 に該当しない製品の場合
 ⇒ カタログ等の省エネ効果の記載部分(15%以上削減)を提出すること

【参考】



統一省エネラベル



省エネマーク



グリーン購入法